

発 言 通 告 書

①. 代表質問 2. 一般質問 3. 質疑 4. 討論 5. 緊急質問

江戸川区議会議員
島村 和成殿

江戸川区議会議員

33 番 小俣 則子



江戸川区議会会議規則第50条第1項の規定により、下記のとおり通告します。
記

発 言 事 項 ・ 要 旨	答弁者
1、事実に反する情報や差別・分断につながる排外主義を許さず、ともに生きるまちをめざす条例実現の取り組みをさらに強めていくために	区長
(1)今の状況について、改めて区長の認識をお聞かせください。	
(2)共生社会づくりへの相入れない排外主義などに対して、区民への明確な区長のメッセージ発信を求めます がいかがでしょうか	
2、2100年に向けた「中サービス・中負担」における「公共施設の使用料」「健（検）診費用の自己負担」見直しについて	区長
(1)公共施設の使用料について、区民の権利保障の視点からの検討はどのようにしてきたか、 また「受益者負担」との関係では、今後権利保障をどのように位置づけていくか	
(2)今後の意見聴取については、どのタイミングで、どのような方法で実施するか	
(3)健（検）診の一部自己負担導入について、現在の検討状況の進捗状況について、自己負担導入と受診率の 向上について検討した結果、自己負担導入をとりやめることもありうるのか。	
3、自動起動式防災ラジオの普及支援について	区長
4、「こども誰でも通園制度」の実施に向けて、子どもを安心・安全に預ける、預かるために	区長
(1)実施方法と体制について	
①要綱づくりに向けて重視すること(区の姿勢)及び安全対策について	
②進捗状況及びスケジュールについて	
③事業所について保育施設限定にするとともに、専用室を設けること、保育士基準、利用方法及び時間、 健康診査についてどのように決めていくのか。	
(2)子どものための制度とは程遠い内容で、財政的にも、自治体・事業所に負担が重くなる「こども誰でも通園 制度」の撤回と、一時保育預かり事業の拡充を国に求めること	